

YUFU CITY INFORMATION MAGAZINE

あらかしの^も森^の林通信

7月号



● 由布市住民自治基本条例

● 国体競技別リハーサル大会

『由布市住民自治基本条例』の

素案がまとまりました

住民自治基本条例は、情報共有と市民参画、協働を原則として、市民と市、議会が力を合わせて、自治の向上によるまちづくりを進めていくための基本的なルールなどを定めるものです。

平成18年7月から制定検討委員会で検討を進めてきた住民自治基本条例の素案がまとまりましたので、市民皆様にお知らせし、あわせてご意見を募集します。なお、いただいたご意見は、制定検討委員会で検討し、条例への反映に努めます。

◆ 提出方法

条例素案に対してのご意見と住所、名前を書いて、郵便、持参、ファクス、電子メールで提出してください。様式は問いません。

◆ 提出先

由布市役所総合政策課

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

FAX 097-5822-3971

seisaku@city.yufu.ota.jp

☎097-5822-1111 内線2223

◆ 募集期限 9月21日(金)

◆ その他

9月までの期間に移動市役所を各庁舎で開催し、住民自治基本条例についてのご意見をお聞きします。開催日等は、別途、市報等でお知らせしますので、ご参加ください。

また、9月末日までに開催される集会等で、この条例について資料の提供や説明をさせていただきます。ご希望の団体は総合政策課にご連絡ください。

まちづくりの基本となるルールです

由布市住民自治基本条例（素案）

前文

まちづくりは、わたしたち由布市民が市の現況と将来像についての認識を共有し、主体的に自治に参加することにより進められることが必要です。また、基礎自治体である由布市は、市民の負託にこたえ、将来にわたり市民が安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、市内に暮らすすべての人と協働して実現していく責務があります。

このために、市民、市及び市議会の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

平成17年10月1日、挾間町、庄内町及び湯布院町の合併により、由布市が誕生しました。由布市は、由布岳や黒岳に象徴される緑の山々、大分川水系の清流、肥沃な大地、豊富で良質の温泉など、豊かな自然に恵まれています。それぞれの地域では、固有の特色や地域資源を生かした生活と多様な産業の営みを通じて活発な交流が生まれて人々の暮らしを支えるとともに、先人が築いてきた歴史や文化、風土が脈々と息づいています。由布市は、いのちの循環を大切にし、この資産・資源を繁栄の糧として活かし発展するまちをめざしています。

わたしたち由布市民は、深い信頼と融和のさずなものに、市民が主役となった自治の向上による協働のまちづくりを積極的に推進することにより、由布市の発展を支

える務めを有します。

このためにわたしたちは、市民の積極的な市政への参画により、市民、市及び議会が知恵と力を結集することで、誇りある自治と協働のまちを実現し、次世代に継承していくことをめざし、ここに由布市住民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、主権者である由布市民が自治の担い手として、市や議会とともにまちづくりを推進するために、市民の権利と責務及び市長、議会の役割と責務等、自治の基本事項を明らかにし、市民自治の実現を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民とは、市内に住所を有する人もしくは市内で働き、学び及び活動する人及び団体をいう。

（2）市とは、^{*}地方自治法第138条の4に定める執行機関をいう。

（3）事業者とは、市内において営利を目的とする活動を営む人及び団体をいう。

（4）交流者とは、観光、保養、商用等で市内を訪れる人をいう。

（5）協働とは、由布市を構成する市民、市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互の立場を尊重し、対等の立場で目的達成のために協力することをいう。

（6）コミュニティとは、自主性と責任を自

覚した市民が構成する自治会、高齢者団体、女性団体、青少年団体等、地域社会の多様な集団及び組織をいう。

（7）まちづくりとは、市民、市及び議会が協働して住民参加による自治を向上することにより、すべての人が物質的にも精神的にも安全で安心して生活できる環境を実現するための活動をいう。

（条例の位置づけ）

第3条 この条例は、まちづくりの原則であり、市は、他の条例、規則等の制定、改廃にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市及び議会は、この条例の目的を達成するために必要に応じて関係条例の整備に努めなければならない。

第2章 まちづくりの基本理念と基本原則

（基本理念）

第4条 まちづくりは、主権者である市民が、主体的に参画するとともに、市民、市及び議会が、それぞれの果たすべき役割と責務を分担、協働して推進することを基本とする。

（基本原則）

第5条 市民、市及び議会は、次の各号に掲げる基本原則に基づきまちづくりを推進する。

（1）人権尊重の原則 すべての人が、等しく人権を保障されること

（2）男女共同参画の原則 男女が、対等の立場でまちづくりに参画する機会を保障されること

（3）情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること

^{*}地方自治法第138条の4は、普通地方公共団体の執行機関に関する規定であり、行政組織としての市長、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、公平委員会、固定資産評価委員会、監査委員を指します。

第3章 市民・事業者の権利及び責務

(市民・事業者の権利)

- 第6条 市民及び事業者は、自発的にまちづくりに参加し、またコミュニティに参加し、活動する権利を有する。
- 2 市民及び事業者は、市が保有する情報について、その提供を受け、または自ら求める権利を有する。

(市民・事業者の役割と責務)

- 第7条 市民及び事業者は、行政サービスにともなう納税の義務を果たさなければならぬ。
- 2 市民及び事業者は、積極的なまちづくりへの参画及び地域自治への貢献に努めるものとする。

- 3 市民及び事業者は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持つものとする。

- 4 市民は、まちづくりを支える自主的、自立的なコミュニティの役割を認識し、当該地域のコミュニティへの参加の努力と、活動のための応分の負担をすることにより維持、振興に努めるものとする。

- 5 事業者は、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、コミュニティへの参加や協力等、暮らしやすい地域社会の実現に努めるものとする。

第4章 議会・議員の役割と責務

(議会の役割と責務)

- 第8条 議会は、多様な民意を反映する複数の議員による合議体として、市の意思決定のために自由かつ適当な討議をおこない、民主的な議会運営に努めなければならない。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、市民の負託に応えるため、市民の意思の把握と反映及び情報の提供に努めなければならない。
- 3 議会は、市政が市民の意思を反映して適切に運営されるよう調査及び監視機能の向上に努めなければならない。

- 4 議会は、政策立法、政策審議に関する機能を充実し、議会活動の向上に努めなければならない。

- 5 議会は、市民自治の役割を認識し、市民の意思を市政に反映させるため、よりよい議会のあり方をめざし、不断の議会改革に努めなければならない。

(議員の役割と責務)

- 第9条 議員は、市民の代表として自己研さんに努めるとともに、常に市全体の利益を活動の指針として職務遂行に努めなければならない。

- 2 議員は、市民の負託に応えるため、市政の課題についての調査研究並びに市民の意思把握のための活動に努めるとともに、自らの審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

第5章 市長等の役割と責務

(市長の役割と責務)

- 第10条 市長は、市民の代表者としてその負託に応えるために、公正かつ誠実な市政の執行と施策の推進に努めなければならない。

- 2 市長は、まちづくりの基本理念実現のための施策等について市民への説明に努めなければならない。

- 3 市長は、市民の多様な行政需要に柔軟

かつ迅速に対応でき、市民にわかりやすい効率的な組織、機構の編成に努めなければならない。

(市及び職員等の役割と責務)

- 第11条 市は、市民のまちづくり参画の権利を保障するよう努めなければならない。

- 2 市は、市民からの意見、要望、苦情等に対して、速やかで誠実な応答に努めなければならない。

- 3 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、連携の促進に努めなければならない。

- 4 市の職員は、まちづくりの一員としての役割を自覚し、積極的なコミュニティへの参加に努めなければならない。

第6章 市政運営

(市政運営)

- 第12条 市は、多様化、高度化する行政需要に対応するために総合的な市政運営に努めなければならない。

(総合計画)

- 第13条 市は、計画的な市政運営を図るために、まちづくりの基本理念に基づいた基本構想、基本計画(以下、「総合計画」という。)の策定と進捗管理、及び適時見直しに努めなければならない。

- 2 市は、総合計画を市の最上位計画として位置づけ、他の計画の策定にあたっては、総合計画との整合性の確保に努めなければならない。

(情報共有の推進)

- 第14条 市は、市政に関する情報の公開、提供に努めなければならない。

- 2 市は、前項の情報の公開、提供にあた

り、市民にわかりやすいものとするよう努めなければならない。

3 市は、まちづくりに関する意思決定過程について、市民に理解を図るよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人情報の収集、利用、提供にあたっては、個人の権利及び利益を侵害しないよう管理するものとする。

(評価の実施・公開)

第16条 市は、まちづくりの目標達成の視点から、施策、事業等の取り組みの有効性、効率性等についての評価を実施するものとする。

2 市は、評価の結果について、わかりやすい形で市民に公開するよう努めなければならない。

(財政運営)

第17条 市は、総合計画を基本に計画的な予算の編成及び執行に努めなければならない。

2 市は、予算・決算等の財政に関する状況を市民に公開し、理解を深めるよう努めなければならない。

3 市は、財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(行政手続)

第18条 市は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益を保護するよう努めなければならない。

第7章 連携と交流

(市外の人々及び交流者との連携)

第19条 市民、市及び議会は、社会、経済、文化、学術、スポーツ、環境等に関する取

り組みを通じて、市外の人々及び交流者の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めなければならない。

(国・県・他の自治体等との連携)

第20条 市民、市及び議会は、国、県及び他の自治体、その他関係機関と連携して、効果的なまちづくりの推進に努めなければならない。

(国際交流)

第21条 市民、市及び議会は、国際的視点に立った発展の重要性を認識し、国際交流の推進に努めるものとする。

第8章 参加と協働

(計画等への市民参画)

第22条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定、計画の策定及び実施にあたっては、説明会の開催、アンケートの実施、審議会の設置等の方法により、適切かつ効果的な市民参画の実現に努めなければならない。

(パブリックコメント)

第23条 市は、まちづくりに関する重要な条例の制定、計画の策定にあたっては、市民に事前に公表し、意見を募集するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定により提出された意見を検討し、反映に努めるとともに、その結果を公表するものとする。

(協働のまちづくり)

第24条 市民は、まちづくりの担い手としてコミュニティの役割を認識し、次の活動に取り組み、市及び議会との協働の推進に努めるものとする。

(1) 相互扶助に関すること

(2) 生活環境の維持、改善に関すること
(3) 安全な地域社会の形成に関すること
(4) 地域資源の保護、伝承に関すること
(5) その他、地域づくり活動に関すること

(住民投票)

第25条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 前項で規定する住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第9章 環境・景観の保全・形成

(環境・景観の保全・形成)

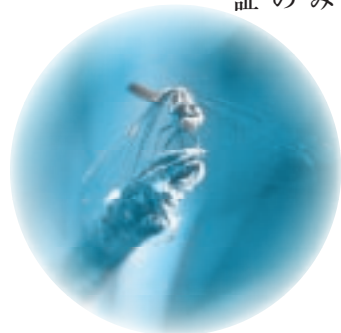
第26条 市及び議会は、市民の共有の財産として、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境と豊かな自然やまち並み景観の保全、形成に必要な施策を計画的に推進しなければならない。

2 市民、事業者並びに交流者は、関係する法令及び条例等を守り、由布市の優れた環境や景観の保全と継承に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するものとする。

第10章 条例の検討及び見直し

(条例の検討及び見直し)

第27条 市民、市及び議会は、自治の推進に向けた取り組みをとおして、この条例の不断の検証に努め、将来にわたりこの条例を発展させるものとする。



一票に心をこめて 投票へ

第21回 参議院議員通常選挙

市報6月号でお知らせした投票日等が変更になりました。網掛けの箇所が変更となっております。

投票日 7月29日(日)

公示日 7月12日(木)

投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、次の条件に当てはまり、選挙人名簿に登録されている人です。

〔年齢〕

満20歳以上の日本国民(昭和62年7月30日までに生まれた人)

〔住所〕

平成19年4月11日までに転入届をした人または住民票が作成された人で、その後引き続き住民基本台帳に記載されている人
※ただし、他市町村から由布市に住所を移転した人で、いまだ由布市の選挙人名簿に登録されていない人でも、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票ができます。

期日前投票

仕事や旅行、レジャーなどで投票日当日に投票にいけない人は、期日前投票をすることができます(土曜、日曜、祝日も受け付けをしています)。

〔期間〕

7月13日(金)～7月28日(土)
毎日 午前8時30分から午後8時まで

〔場所〕

挟間庁舎2階会議室
庄内庁舎2階中会議室
湯布院庁舎2階会議室

市内どこの期日前投票所でも投票できます。

不在者投票

①長期出張などで、由布市を離れている人が由布市以外で投票することがあります。選挙管理委員会に直接または郵便で投票用紙など必要な書類を請求します。

②不在者投票できる施設として

指定されている病院・老人ホームなどに入所して一定要件を満たす人は、当該施設で投票することができます。
③身体に障がいのある人で郵便等投票証明書を持っている人は、郵便等を利用して自宅で投票することができます。

投票の方法

①大分県選出議員選挙

「候補者の氏名」を書いて投票します。

②比例代表選出議員選挙

「候補者の氏名」または「政党名」のいずれかを書いて投票します。

投票所の変更

湯布院第3投票区の投票所が次のとおり変更となりますので、ご注意ください。

(変更前) B & G 海洋センター 体育館
(変更後) 湯布院中学校 体育館



投票所入場整理券

投票日時、投票所の場所等を記載した投票所入場整理券を封書(世帯単位)で郵送します。

この投票所入場整理券は、投票所や期日前投票所で選挙人名簿との照合に使用するものです。投票所入場整理券がなくても選挙人名簿に登録されていれば投票はできます。

問い合わせ

由布市選挙管理委員会
(0967)5821111

由布市男女共同参画プランを

策定します



由布市では、男女の人権が等しく尊重され、性別に問われることなく個性と能力を十分に発揮することができると社会を指して、平成19年度に「由布市男女共同参画プラン」を策定します。

このプランづくりにあたっては、「由布市男女共同参画推進委員会」（庁内推進体制）において、基礎調査、情報収集など具体的なプランづくりを行い、市民15人からなる「由布市男女共同参画審議会」において、そのプランを審議、検討します。

また、本年7月に「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施し、これから行われる審議会において、多くの市民などから寄せられる意見をもとに十分な審議を行い、平成20年3月には、同プランを完成し、公表する予定です。

男女共同参画プランについての問い合わせは、総務課総務係（☎097-582-1111 内線210）まで。

「男女共同参画週間（6月23日～29日）」期間中の6月27日、男女共同参画に関する考え方を広く市民に普及するため、市内の各スーパー前で市男女共同参画審議会委員や市女性団体連絡協議会委員が啓発パンフレットの配布を行いました。



後部座席もシートベルトの着用を

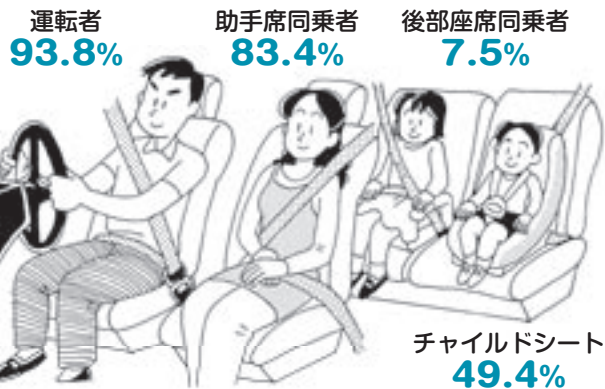
由布市・由布市交通安全対策協議会は、後部座席のシートベルト着用促進に取り組みます。

●後部座席で死亡した人の8割以上がシートベルト非着用

後部座席で死亡した人の8割以上はシートベルトをしていませんでした。また、後部座席の着用率は7.5%（一般道路）しかありません。時速40kmで壁等に衝突した場合、シートベルトをしていなければ、体重の30倍以上の力で前に飛び出してしまいます。

車の安全運転は、乗る人すべてがシートベルトやチャイルドシートを使用することから始まります。

シートベルト等着用率



シートベルトは正しく着用しましょう

おおいた夏の事故ゼロ運動

期間 ● 7月13日(金)～22日(日)

● 後部座席のシートベルト着用

● 飲酒運転は絶対にしない・させない

● 人も車も早めの合図

飲んだら

のれん



危険箇所を子エツク

土砂災害が発生しやすい梅雨の終わりや台風時季を前に、由布市防災パトロールが5月30日に行われました。

パトロールには市消防団や市消防署、警察署などから約50人が参加。土砂崩壊や水害の恐れがある9カ所を巡回しました。終了後は検討会を開き、危険箇所の早期改修と今後の防災対策などについて協議しました。



土砂災害の注意信号は雨

土砂災害の多くは、雨がきっかけになって起こっています。1時間に20ミリ以上、または降り始めから100ミリ以上になったら要注意です。大雨や長雨で危険と思ったら、早めに避難しましょう。

県内の雨量・水位の観測情報は、インターネットなどで提供されています。土砂災害に対する警戒・避難に役立ててください。

また、「日ごろの備え」として、事前に避難場所や避難する道順を決めておくことで安心です。



大分県水位・雨量情報

<http://river.pref.oita.jp/>

<http://river.pref.oita.jp/mobile/> (携帯)

私たちの行動で救える命があります

AED取り扱い講習会

AEDは心臓の突然停止に電気ショックを与えて正常な動きに戻すための医療機器です。心臓の突然停止による死亡事例が増え、現在、市役所や学校など人の多く集まる場所にAEDの設置が進められています。

取り扱うのに特別な資格は不要ですが、適正、迅速に処置するために、消防署ではAED取り扱い方法の講習会を行います。講習希望の団体等は、最寄りの消防署までお問い合わせください。

- 対象者** 市内の10人以上の団体や地域の方
- 講習時間** 約1時間(午前9時30分から午後8時まで対応)
- 問い合わせ** 由布市消防署〈挾間〉(☎097-583-1500)
庄内出張所(☎097-582-0119)
湯布院出張所(☎0977-85-2355)



◀湯布院並柳地区の自主防災組織「なみやなぎ会」は独自にAEDを導入。6月23日、並柳地区公民館で心肺蘇生法やAEDの取り扱いを学びました。

6月26日に、由布市とイオン九州株式会社の間で、災害時における生活物資等の供給に関する協定を締結しました。これは、市内に地震や、風水害その他による災害が発生した場合に、被災者に対して速やかに「食料品」や「飲料水」などの必要な生活物資等を供給するというもので、災害時の避難場所としてジャスコ挾間店の駐車場も利用できます。「地域の皆様にお役に立てば」と当日は同社の多田大分宮崎事業部長や浜田挾間店後方統括マネージャー、藤井ホームワイド挾間店長が来庁しました。



地域の活性化を支援します

大分県地域活性化総合補助金

大分県では、地域活性化に向けた様々な活動を4つのメニューで応援します。

◆対象となる事業主体

各種団体、法人等（地域づくりグループ、NPO、ボランティア団体、自治会、老人クラブ、消防団、農協、商法人、公益法人等）

◆4つの支援メニュー

1. 活性化チャレンジ枠

（限度額100万円・補助率2/3）

地域資源や先端技術の活用など地域活性化につながるアイデアを事業化するための調査研究や試行等への支援です。

2. 地域活動支援枠

（限度額1,000万円・補助率1/2）

地域資源の活用や地域の課題解決につながるコミュニケーションビジネスの展開、人材育成、文化振興等の取り組みに対する支援です。

3. 旧町村部活力創造枠

（限度額5,000万円・補助率2/3）

持続可能な地域活動の活性化や農林水産業等の産業振興、伝統文化の保存・継承等への取り組みに対する支援です。

4. 旧町村部緊急支援枠

（限度額100万円・補助率3/4）

市町村合併に伴う地域住民の不安解消やコミュニティ維持につながるイベントの開催や地域の環境美化、文化活動等の取り組みに対する支援です。

問い合わせ

総合政策課（☎097-582-1111 内線217）

大分県中部振興局（☎097-506-5727）

寄付のお礼

湯布院ロータリークラブ（吉村幸治会長）から市教育委員会に、図書購入費として30万円の寄付がありました。



6月27日、同クラブ代表者が市湯布院庁舎を訪れ、「3地域の公民館図書の蔵書充実に役立ててください」と、目録を教育長に贈呈しました。

団塊の世代等の

活用に対する調査等の

受託団体の

募集結果について

市報5月号で募集しました団塊の世代等の活用に対する調査等の受託団体の募集は、6月29日をもって締め切りました。ご協力ありがとうございました。なお、1団体から応募がありました。これから、市との協働で団塊世代の活用のための調査や情報収集・提供などの業務を実施いたします。

地域自治を考える

まちづくりミニシンポジウムが6月23日、市職員や市議会議員など120人が参加して湯布院健康温泉館で行われました。

大森彌東京大学名誉教授が「基礎自治体の再編と地域自治のかたち」と題して講演。また、「行財政改革と総合計画」や「健康づくりと福祉」などをテーマに各種施策の課題等について職員が報告し、意見交換を行いました。コメントーターなどからは、「何が必要か徹底的に住民ニーズを把握する必要がある」などの意見が出されました。



大森教授による基調講演

学校規模の適正化を

小学校適正規模についての答申

昨年10月から議論を進めてきた由布市教育委員会の諮問機関

「市教育問題検討委員会」(会長・山崎清男大分大学教授、以下教育関係者、自治委員など20人で構成)は、6月7日に、小学校の適正規模化に関する検討結果を二宮教育長に答申しました。

「教育効果を高める視点から早急に統合することが望ましい」と答申ではなっています。

市内の17小学校で、現在複式学級がある過小規模校は9校。このうち、児童数が10人以下の小学校が4校あります。

今後、答申を基本指針とした、学校規模適正化推進計画のもとに、地域住民や保護者の意見を踏まえ、具体的な統廃合のあり方を検討していく予定です。

複式学級がある過小規模校を適正化の対象とし、特に児童数が10人以下の学校については、

障がい児巡回就学相談

障がいのある幼児のお子さんについての就学相談を実施しています。相談は無料で、個別に行います。お気軽に相談してください。

- 日時 9月21日(金) 午前10時～午後4時
- 場所 別府市総合教育センター
(別府市上田の湯町)
☎0977-26-0803
- 内容 就学や保育・教育に関すること
障がいのある幼児の指導や接し方について
- 相談員 医師、大学教授、施設関係者、特別支援学校関係者など
- 申込先 学校教育課
(☎0977-84-3111 内線218)

※相談の時間については、担当者から別途連絡します。

一人で悩まず相談を

教育相談(学業や友たち関係の悩み、いじめの問題等)

児童生徒・保護者の教育やいじめ等の悩み・問題についてできるだけ早期に対応し、解決に向け、カウンセリング(相談、援助、助言)を行っています。

各相談窓口は次の通りです。一人で悩みを抱え込まず、相談してください。

●教育相談(電話または来所相談)

(受付時間)午後1時～4時30分(水曜日は午前9時～12時)

B	A	開催日	場所	相談員名	相談電話番号
月曜日・水曜日	火曜日・木曜日	庄内公民館	芝野 聖美	080-1771-7318	
梅野悦子	097-583-0089	挟間小体育館2階	相談員名		



●適応指導教室(コスモス)

児童生徒の自立にむけた支援を行う「居場所」です。

〈開校日〉月・水・金 午前10時～午後4時

〈場所〉湯布院コミュニティセンター2階(☎0977-84-3111 内線544)

●巡回教育相談(小学校のスクールカウンセラー)

各小学校の先生を通じて申し込むか、直接、教育相談員へ電話で申し込んでください。

〈相談日〉水曜日の午後

〈申込先〉挟間地域の方は「B教育相談員(梅野)」

庄内地域・湯布院地域の方は「A教育相談員(芝野)」へ。

●訪問教育相談

家庭への訪問指導も行っています。

●中学校のスクールカウンセラー(小学校関係者も相談できます)

B	B	A	学校名	開催日	相談員名	相談電話番号
湯布院中学校	庄内中学校	挟間中学校	火曜日	水曜日	火曜日	097-583-3600
0977-84-2155	097-582-0092	097-583-3600	長谷川美枝子	吉田 正敏	衛藤 忠規	

問い合わせ

学校教育課(☎0977-84-3111 内線218)



子どもたちの育成に地域の力を



由布市では、子どもたちの「生きる力」を育む『キャリア教育』や「子どもたちの育成に地域の力を活用」する『地域協育推進事業』を推進します。市内の皆さまには、地域のネットワークや学校支援の活動へのご協力をよろしくお願いします。

キャリア教育

キャリア教育とは、子ども達が明確な目的意識をもって、さまざまなことに取り組む、主体的に自己の進路を選択し決定できるように自立する力「生きる力」を育ていく教育のことです。職場体験やさまざまな人とのかかわり等、体験活動を通して望ましい職業観や勤労観を養うことをねらっています。

市内の全学校で取り組み、次の2つを重点的に推進します。

1 キャリア・スタート・ウィーク (中学生の職場体験)

由布市3中学校の生徒が5日間、1～2カ所の職場で働きます。地域の方とのふれあいの中で「働くことのうれしさ、厳しさ、やりがい」「社会人として大切なこと」などを身体で感じていきます。今年は、全中学3年生が10月1日～5日に取り組みます。



▲昨年の職場体験風景

2 キャリア教育連携推進事業

小・中・高と系統的にキャリア教育を積み重ねるには、どうすればよいかを各校種の実践と意見交換によって、実践研究していきます。

市内の実践校は、阿南小学校、阿蘇野小学校、庄内中学校、由布高校です。

職場体験、農業体験、職業人講話、上級学校体験、マナー教室等さまざまな体験活動が予定されています。

他の学校でも、地域の方とのさまざまな教育活動が予定されています。人とふれあうことによって、子ども達は心に大きな学びを得ることが期待されています。

●問い合わせ ● 学校教育課 (☎0977-84-3111 内線218)

地域協育推進事業 ～一人一人の力で未来を育もう～

由布市教育委員会では、「地域協育推進事業」に取り組みます。この事業は、地域の学校支援を通して、さまざまな問題点を把握し、今後のよりよい青少年の育成に生かしていこうとするものです。

由布市では、大分県独自で展開している「地域教育振興プラン」の形態に従って、この事業を進めていきます。将来的には、「地域として(子どもたちを)協育する」姿が、今まで以上に、そして、ごく普通のこととして行われていく、そんな姿を目指しています。

●問い合わせ ● 生涯学習課 (☎0977-84-3111 内線234)



「協育」とは

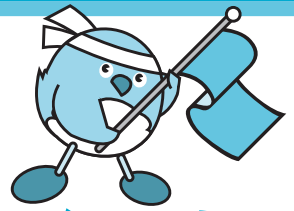
「学校、家庭、地域社会」の

それぞれが持つ教育力を結集

し、協力して子どもを育てていくことです。

地域の子どもの体系的、効果的、継続的に育てるためのシステムとして、「協育」ネットワークを構築し、地域総参加による子育てのまちづくりを進めています。

チャレンジ! おおいた国体 由布市実行委員会からのお知らせ



チャレンジ! おおいた国体プレイベント

国体競技別リハーサル大会の応援に行こう!

チャレンジ! おおいた国体の競技別リハーサル大会が市内各所で開催されます。
ぜひ、ご観戦ください!

わが国最大のスポーツの祭典・国民体育大会。大分県で平成20年に2回目となる第63回国民体育大会「チャレンジ! おおいた国体」が開催されます。

スローガン

「ここから未来へ 新たな一歩」

由布市でも正式競技5競技の開催に向け、準備を進めているところです。

※5競技とは・・・

アーチェリー競技

ゴルフ競技(少年男子)

ライフル射撃競技

銃剣道競技

ラグビーフットボール競技 (少年男子)

リハーサル大会で国体を先取り体験



本国体を1年後に控え、7月から9月にかけて、市内各所で全国規模の大会を含む競技別リハーサル大会が行われます(下記参照)。

レベルの高い、白熱した試合展開が期待されます。各競技とも入場は無料で、どなたでも気軽に観戦できます。

選手たちに熱い声援を送りましょう。

全国から訪れる選手を
歓迎しましょう

全国から由布市に訪れる選手・監督をはじめ関係者の皆さんを歓迎する気持ちを表そうと、リハーサル大会においても、のぼり旗やプラントナーに植えた花で各会場を飾ります。

のぼり旗には、市内の幼・小・中・高校生の皆さんによる手書きの歓迎や応援のメッセージを添えて、歓迎ムードを盛り上げます。みんなで大会を盛り上げよう!



▶銃剣道競技会場となる湯布院中学でも、生徒が手書きののぼりを作成し、歓迎ムードが高まっています。

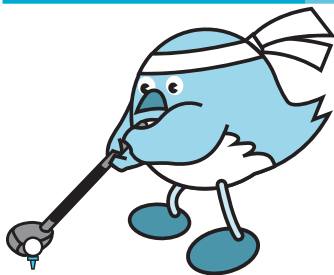


ゴルフ少年男子

平成19年度 第27回 九州ジュニアゴルフ選手権競技

会場：大分サニーヒルゴルフ倶楽部

7月25日(水)～26日(木)



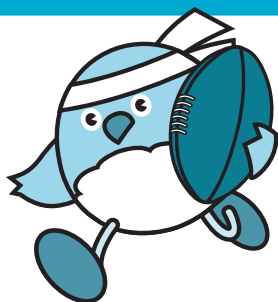
ウッド、アイアン、パターといわれるクラブ(14本以内)を目的に応じて使い分け、カップに球を入れるまでの打数の少なさを競います。国体では都道府県対抗の団体戦で行われ、1日18ホール(2日間)、合計36ホールのストロークプレイ((3人)合計スコアが最も少ないものが優勝)方式で、チーム全員の総合スコアが少ない順に順位を決定します。カップまでの距離・風向き・傾斜などを計算し、経験やコンディション、技量のみを頼りにショットを行います。与えられた自然条件の中で最良の選択をすることを目指す非常にクリエイティブな競技と言えるでしょう。

ラグビーフットボール少年男子

平成19年度 国民体育大会 第27回 九州ブロック大会

会場：湯布院スポーツセンター 第2球技場

8月18日(土)～20日(月)



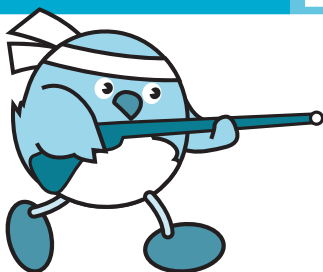
15人のプレイヤーでチーム編成をし、敵味方30人が入り乱れて楕円形のボールを奪い合い相手のインゴールを目指します。得点には2種類あります。直接手でインゴール内にボールを運ぶトライと、ゴールキックによる方法です。試合時間は、少年男子で 前・後半各25分(決勝30分)で行われます。相手からボールを奪う手段、「タックル」は、ラグビーの見どころのひとつです。迫力ある激しいぶつかりあいの中にある「One for All, All for One」というラグビーマインドが魅力です。

銃剣道

平成19年度 国民体育大会 第27回 九州ブロック大会

会場：由布市立湯布院中学校 体育館

8月19日(日)



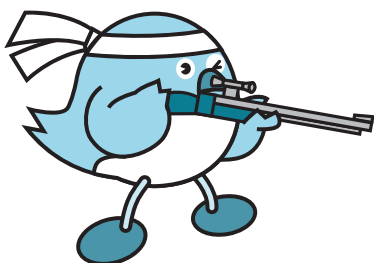
銃剣道とは、日本の伝統的古武道「そうじゅうつ槍術」を源流としています。そのため、「突き技」が基本となり、1チーム3人の団体戦で行われます。5分間の3本勝負を原則として、2本先取した者が勝ちとなります。勝敗を決める「有効な突き」は、充実した氣勢・正しい姿勢で剣筋正しく有効部位を突き、引き抜いた後に残心(油断のないこと)のある技でなければなりません。これを気・剣・体の一致した技と言います。

ライフル射撃

平成19年度 全日本社会人ライフル射撃競技選手権大会

会場：大分県立庄内屋内競技場・由布市立東庄内小学校体育館

9月7日(金)～9日(日)



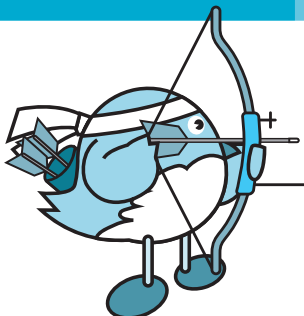
50m(ライフル)、10m(エア・ライフル)、AP(エア・ピストル)、BR(ビームライフル)、BP(ビーム・ピストル)は、弾丸や光線で標的を撃つ競技です。制限時間内に決められた姿勢で、決められた弾数を撃ち得点を競います。標的を狙う選手精神力・集中力にぜひ、ご注目してみてください。競技の中でもとりわけ、3姿勢120発競技は、制限時間が3時間と長く、ライフルのマラソン競技と言われています。競技終了後には、なんと！！体重が2kg減っているとされるほど、過酷を極めているそうです。

アーチェリー

HASAMA CUP アーチェリー選手権大会

会場：大分県消防学校グラウンド特設アーチェリー場

9月23日(日)～24日(月)



3選手による団体戦で、予選では1選手70m先の的に4分以内で6本の矢を射ち(1エンド)、これを12エンド、計72射行います。3人の合計得点上位が進出する決勝では、トーナメント方式により3人の選手が2分以内に2本ずつ矢を射ち(1エンド)、これを4エンド、計24射行い、高得点チームが勝ちとなります。予選では、72本の矢に全神経を集中させ、気力と体力を振り絞って矢を射つ選手の姿が圧巻です。さらに決勝ラウンドでは、1試合20分程度で勝敗が決まることと矢1本ごとに得点が表示されるので、1射ごとに大歓声がおき応援にも力が入ります。

新しい農業者年金に加入しましょう

安心した老後の生活を送るために、農業者年金に加入しませんか。

●農業に従事されている方は、広く加入できます。

次の条件を満たしていれば、どなたでも加入できます。

- ・ 20歳以上60歳未満である。
- ・ 国民年金の第1号被保険者である。
- ・ 国民年金の保険料を免除されていない。
- ・ 農業に年間60日以上従事している。

●保険料は積立方式です。

自分の年金原資を自分で積み立てる確定拠出型の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決め（月額2万円〜6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。平成14年度から18年度までの運用利回りは、年平均3.45%です。

●税制上の優遇措置があります。

支払った保険料は、全額（年額最高80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

●80歳までの保証がついた終身年金です。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金を死亡一時金として遺族に支給します。

●認定農業者の皆様は、保険料の国庫補助が受けられます。

農業の担い手として一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

詳細な農業者年金の内容やご相談は農業委員会（☎097-583-1111）にお問い合わせください。また、農業者年金基金のホームページもご覧ください。

農業委員会からのお知らせ

農地の転用・売買・賃借等は許可が必要です

「自分の農地だから許可や届け出等をしなくても、自由に転用したり、売買したり、貸したりしてもよい」と思っていませんか。

農地を転用したり、売ったり、貸す時には、農地法等に基づく許可が必要です。

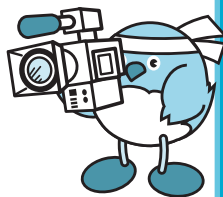
また、農地の取得者は自らが耕作する面積が申請地を含めて50アール以上ないと許可されません。農地転用は一時的に資材置き場や駐車場、工事仮設事務所用地にする場合でも許可が必要です。

農地に関する相談は、地区担当の農業委員または農業委員会事務局へ事前にご連絡ください。

農業委員会
問い合わせ ☎097-583-1111

ビデオボランティアを募集します

国体各競技会場等におけるビデオ撮影や編集作業などを行っていただく『ビデオボランティア』を募集します。



ボランティア種別 ● 専門ボランティア記録担当

内 容 ● ビデオ撮影および編集

活動期間 ● 今年開催のリハーサル大会期間及び来年の本国体開催期間（平成20年9月27日～10月7日）

応募要件 ● 事前のボランティア説明会に参加でき、デジタルビデオカメラの撮影や映像編集を扱える人。なお、デジタルビデオカメラや三脚、撮影用記録メディア等は各自でご用意いただきます（※編集した映像は、実行委員会からお渡しするDVD-R等のメディアに記録していただきます）。

申し込み ● 各振興局窓口や挾間、庄内、湯布院公民館にある申込用紙に、「ビデオボランティア希望」と書いてお申し込みください。
※申込用紙は由布市ホームページからダウンロードできます。

募集締切 ● 平成19年7月30日(月)

※申込用紙の募集締切日は6月20日となっていますが、ビデオボランティアのみ7月30日を募集締切とします。

お問い合わせは、チャレンジ！おおいた国体由布市実行委員会事務局（由布市国体推進室）☎ 097-582-1111まで。

あなたの年金記録をもう一度チェックさせてください。 ～被保険者・年金受給者の皆様へ～

大分社会保険事務局

年金問題をめぐる問題については、大変ご心配をおかけしておりますことを、心よりおわび申し上げます。

社会保険庁では基礎年金番号にまだ統合されていない年金記録も、大切に保管しています。

○年金記録問題への新対応策を進めます。

被保険者・年金受給者の皆様には、基礎年金番号に結びつけられている加入履歴を、順次送付します。

5,000万件の記録を、被保険者・年金受給者の記録と、突き合わせ、未統合の記録がある可能性のある方には、お知らせします。

疑問等があれば、お近くの社会保険事務所にお問い合わせください。

お電話でのお問い合わせ



0120-657830

ゆとりができたなら追納を

免除の承認期間を受けた期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するとき、保険料を全額納めた期間と比べて、全額免除期間は、1/4、1/2、3/4の一部納付（一部免除）期間は1/2、2/3、5/6の額にそれぞれ減額となります（一部免除は一部の保険料を納めないと未納期間となります）。

また、若年者納付猶予や学生納付特例制度の承認を受けた期間については、老齢基礎年金の年金額には反映されません。将来年金額を満額に近づけるためにも、10年以内であればさかのぼって納めることができる「追納制度」をおすすめします。

- 追納額は承認を受けた当時の保険料に、経過した期間に応じて定められた金額が加算されます。ただし、承認を受けた年度の翌々年度以内に追納する場合は、その当時の保険料額で納めることができます。

国民年金の「保険料免除制度」を存じですか？

国民年金には経済的な理由で保険料（月額14,100円）の納付が困難な場合は、申請手続きをすることにより、保険料の納付が免除又は一部返納（一部免除）となる制度があります。

- 「全額免除制度」▼保険料の全額が免除
- 「半額納付制度」▼保険料の2分の1を納付（7,050円）
- 「4分の1納付制度」
- ▼保険料の4分の1を納付（3,530円）
- 「4分の3納付制度」
- ▼保険料の4分の3を納付（10,580円）

これらの制度をご利用いただく場合は、ご本人、配偶者、世帯主の前年所得がそれぞれ一定の基準額以下であることが条件です。また、「学生納付特例制度」、「若年者納付猶予制度」等の制度もあります。

※詳しくは社会保険事務所または市役所国民年金係までお問い合わせください。

腸管出血性大腸菌感染症を予防しましょう

食中毒や腸管出血性大腸菌感染症の発生が、全国でみられています。食中毒・感染症についてよく知り、一人一人が注意して予防を確実に行って感染を防ぎましょう。

「食中毒」の予防法などについてご紹介します。各家庭においても食品の取り扱いや食器類の衛生管理には、十分に注意をしてください。もし、症状が現れた場合には、早めに医師に相談してください。



腸管出血性大腸菌感染症とは

大腸菌は、家畜や健康な人の腸内にも存在する細菌です。ほとんどのものは無害ですが、なかには下痢などの症状を起こすものがあります。「腸管出血性大腸菌O-111、O-157」などはその一つで、毒力の強いベロ毒素を出すのが特徴です。

初めは水のような下痢症状を起こし、後には血便を伴い、また重症化することもあります。下痢などの症状がある方は、お近くの医療機関にご相談ください。

また、感染経路としては、この菌を保有する家畜あるいは保菌者のふん便中の菌により汚染された食品や水（井戸水等）による経口感染、人から人への感染、食品の不衛生な取り扱いなどによるといわれています。

腸管出血性大腸菌による食中毒を予防するために

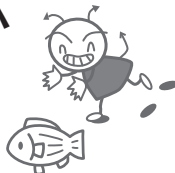
腸管出血性大腸菌は他の食中毒菌と同様、熱に弱く、加熱（75℃で1分間）により死滅します。また、どの消毒剤でも簡単に死滅します。細菌たちにスキをつかれないよう、日常生活の中で、家庭での衛生管理を見直しましょう。細菌は目に見えません。あなたのちょっとした注意で、食中毒・感染症が予防できます。



食中毒予防 6つのポイント

1 食品の購入

- ◆鮮度・品質をチェックしましょう。
- ◆肉汁や魚などの水分がもれないようにしましょう。
- ◆温度管理が必要なものは最後に買って、すぐに持ち帰りましょう。



3 下準備

- ◆肉や魚の調理器具は専用のものを用意するか、洗浄・消毒して他の食品に使いましょう。
- ◆調理前は手を洗いましょう。



5 食事

- ◆食事の前に手を洗いましょう。
- ◆温かく食べる料理は常に温かく、冷やして食べる料理は常に冷たく
目安：温かい料理 65℃以上
冷たい料理 10℃以下



2 家庭での保存

- ◆持ち帰ったら、すぐに冷蔵庫へ。
- ◆冷蔵庫の詰めすぎに注意！目安は7割程度。
- ◆肉や魚は、肉汁等がもれないように容器に入れましょう。

4 調理

- ◆十分に加熱しましょう。
- ◆途中でこまめに手を洗いましょう。
- ◆たとえ加熱した食品でも室温には放置しないように。

6 残った食品

- ◆時間が経ちすぎたら思い切って捨てましょう。
- ◆残った食品を温め直すときは十分に加熱しましょう。

食中毒予防の3原則「清潔・迅速・加熱冷却」を守りましょう。

もし下痢や腹痛などの症状がみられたり、大腸菌感染症と診断されたら

■トイレについて

患者・保菌者が排便した後に触れた部分（ドアや水道のノブなど）は、逆性せっけん（50倍に薄める）や消毒用アルコールで消毒してください（消毒薬は薬局で手に入ります）。

■衣類などについて

患者・保菌者のふん便のついた衣類などは、熱湯や100倍に薄めた家庭用塩素系漂白剤に30分浸した後、他の衣類とは別に洗濯し、日光で十分に乾燥させましょう（素材に注意）。

■入浴・お風呂について

お風呂を使用する場合、下痢があるときは、シャワーまたはかけ湯にしましょう。浴槽につかる時は最後に入るようにしましょう。浴槽の水は毎日替え、浴室、浴槽はよく洗い流しましょう。

水道水

1000cc

50倍液

- ・逆性せっけんの場合
薬劑キャップ1杯約5ccとして
約4杯分

100倍液

- ・逆性せっけんの場合
薬劑キャップ1杯約5ccとして
約2杯分
- ・家庭用塩素系漂白剤の場合
薬劑キャップ1杯
約25ccとして
約1/2杯弱

ポイント

- 生肉や生煮えの肉は控えましょう。特に、6月～9月の期間や体調の優れない人は要注意です。
- 手洗いを徹底しましょう。

正しい手洗いで食中毒をシャットアウト

私たちの手には、たくさんのウイルスや細菌などが付着しています。正しい手洗いによって、手に付着しているウイルスなどを洗い流すことができます。正しい手洗いは、感染症予防の基本です。

■手を洗うタイミングは

食事の前、トイレの後、帰宅時、汚染物（嘔吐物、おむつ）などを処理した後です。

■5秒間のゴシゴシで正しい手洗いを

最初に、手を水でぬらして、せっけんをまんべんなく手にひろげて泡立たせます。

1 手のひらをあわせ
ゴシゴシ
力強く!
5秒間

1.手のひらをあわせて、5秒間ゴシゴシ洗う。

2 手の甲を伸ばすように
右も左も
ゴシゴシと!
5秒間

2.手の甲を伸ばすように、5秒間ゴシゴシ洗う。

3 指先、つめの間もしっかりと
うす
渦を
描くように!
5秒間

3.指先やつめの間も、渦を描くように5秒間ゴシゴシ洗う。

4 指の間も十分に
よく
こすりあわせて!
5秒間

4.指の間も十分に、5秒間ゴシゴシ洗う。

5 親指を手のひらでねじり荒い
親指も
忘れずに!
5秒間

5.親指を手のひらでねじるように、5秒間ゴシゴシ洗う。

6 手首も忘れずに
5秒間!

6.手首も忘れずに、5秒間ゴシゴシ洗う。

最後に、せっけんを流水できれいに洗い流して、タオルやハンカチで手を拭いて乾燥させます。

■手を洗った後は

洗った手が水にぬれたままだと、ウイルスや細菌が手にくっつきやすい状態になります。きちんと手を拭きましょう。汚染されたタオルを共用すると、タオルが感染源となって感染が拡大することがあります。タオルは、常に清潔にしておきましょう。

出典：長崎県西彼保健所ホームページ

感染症に関する問い合わせ

別府県民保健福祉センター由布保健支所（☎097-582-0660）
由布市健康増進課（☎0977-84-3111 内線333）

マムシに注意を！

マムシは、全体的に枯葉のよ
うな茶色をしていて、背に特徴
的な楕円形の模様があります。
マムシにかまれる事故により、
全国で毎年約3,000人が被
害を受け、10人程度が亡くなっ
ています。マムシの被害にあわ
ないように注意してください。

夏場に多いマムシの事故

マムシにかまれる危険な期間
は意外に長く、大分県ではおよ
そ4月から11月までです。ピー
クは夏場の7月から9月です。

マムシにかまれるために

●サンダルはやめて、

できれば長靴を！

被害にあった3分の1の人が
足をかまれています。マムシは
湿った場所、特に草むらや水辺
にいますので、このような場所
に行くときには必ず長靴を履い
てください。足をかまれた人の
多数はサンダル履きでした。茂
みを避け、舗装された道を歩く
など、ちょっとした注意でも危
険性が減ります。

●作業の時はゴム手袋を！

かまれるのが一番多いのは手
です。全体の3分の2に当たり
、作業中にかまれています。草む
らに無造作に素手をいれるのは
避けましょう。また、木をつか
んでかまれることもありますの
で注意してく
ださい。

作業中

はゴム

手袋の

着用が

効果的

です。



マムシにかまれた時は

マムシにかまれた瞬間はチク
リとした軽い痛みしか感じませ
ん。典型的には牙のあとが二つ
並んでいます。傷がはつきり
しなくても近くにマムシを見た
とき、あるいは5〜10分くら
いして急速に腫れてきたらマムシ
にかまれたとと考えてよいと思
います。万一かまれたら、かま
れた所より少し心臓に近い部分
を縛って、できるだけ早く近くの
医療機関を受診してください。

夏休み 食育 講演会

親子で楽しめて、元気のでる食生
活のお話です。楽
しい腹話術もあり
ます。市内の方
であれば、親子でも
お一人でも参加で
きます。



- 日時 8月24日(金)
午前9時45分～11時40分
- 場所
庄内保健センター2階健康増進室
- 参加費 無料
- 申込期限 8月10日(金)
- 申込先・問い合わせ
庄内保健センター
☎097-582-1111 内線500

親子で楽しむ 親子食育セミナー

生活リズムの乱れ、夜更かし、朝食の欠食などから体
の不調を訴える子どもが増えています。子どもにとって
のバランスの良い食べ方、食習慣を身につけるよい機会
として、親子で一緒に調理をとおして食育について体験
してみませんか。

- ◆日時 8月28日(火) 午前9時30分～午後1時
- ◆場所 湯布院健康管理センター2階調理室
- ◆費用 親子1組200円
- ◆内容 ①栄養士による講話「食育で身につけよう5つの力」
②調理実習(ラップごはん、3色シューマイ、野菜スープ、果物)
- ◆対象者 湯布院地域の3歳児～小学6年生を持つ親子15組
※参加者多数の場合は抽選 ※当日、母子推進員が託児を担当します。
- ◆申込期限 8月21日(火)
- ◆申込先・問い合わせ
健康増進課 ☎0977-84-3111 内線333
※アレルギーの有無をお知らせください。



健康カレンダー

挟間

- 7月13日(金) ちびっこ広場 (9:30 挟間健康センター)
- 7月18日(水) 1歳6カ月児健診
(13:15 挟間健康センター)
- 7月19日(木) 基本健診 (10:00 挟間健康センター)
基本健診 (13:30 挟間健康センター)
- 7月20日(金) ちびっこ広場 (9:30 挟間健康センター)
- 7月25日(水) 4~5カ月児健診
(13:30 挟間健康センター)
- 7月27日(金) ちびっこ広場 (9:30 挟間健康センター)
- 8月 3日(金) ちびっこ広場 (9:30 挟間健康センター)
- 8月 3日(金) 基本健診(予備日)
(13:30 挟間健康センター)
基本健診(予備日)
(17:00 挟間健康センター)
- 8月10日(金) ちびっこ広場 (9:30 挟間健康センター)

庄内

- 7月20日(金) 基本健診 (10:00 庄内保健センター)
基本健診 (13:30 庄内保健センター)
- 7月26日(木) 親と子の食事セミナー
(9:30 庄内保健センター)

湯布院

- 7月26日(木) 10~11カ月児健診
(13:00 ゆふいん子育て支援センター)
- 8月 1日(木) 基本健診、胃がん・肺がん・大腸がん検診
(9:00 湯布院小学校)
- 8月 9日(木) 1歳6カ月児健診
(13:00 ゆふいん子育て支援センター)

妊産婦さんへの思いやり マタニティマーク

妊娠中、特に初期は赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためのとても大切な時期です。しかし、外見からは、妊婦であるかどうか判断しにくかったり、「つらい症状」がある場合もあります。

マタニティマークをつけているお母さんを見かけたら、「電車・バス等では、優先して席を譲る。乗車時に協力する」「近くでの禁煙は控える」など、妊産婦さんへの思いやりある気遣いをお願いします。



▲マタニティマーク

募集します

由布市健康増進計画等策定・作業部会委員 (食育推進計画・特定健康診査等策定計画)

由布市では、平成19年度由布市健康増進計画・食育推進計画・特定健康診査等策定計画を同時に策定します。これは、広く市民の皆さんの意見を伺い、「ここに住んでよかった」と思える環境整備と市民一人一人が日々の生活の中で健康を常に考えることができることを目指しています。これにより、医療費抑制のみならず、健康づくり全般から由布市民の生活にあった指針を決めていきます。

計画策定は、策定委員10人と作業部会委員・職員部会委員で構成され、作業部会で広く市民の皆さんのご意見を伺います。作業部会の一般公募委員を募集しますので、健康づくりに関心をお持ちの皆さまのご応募をお待ちしています。

応募方法 一般公募。申し込みは電話・FAXなど応募方法は問いません。

お名前、住所、連絡先をお知らせください。

応募期間 7月12日(木)~23日(月)

応募資格 由布市内に住所を有する者

募集人数 3人(応募者多数の場合は抽選になります)

作業部会 部会を7回程度行う予定です。

問い合わせ 健康増進課保健予防係
☎0977-84-3111 内線333
FAX0977-85-3104

健康増進計画って何?

由布市の健康づくりに関する情報を整理し、市民の皆さんと健康づくりについて目標を立て、個人・組織・行政の取り組み計画を立てます。

食育推進計画って何?

食育は、かつては家庭が中心となっていましたが、核家族化、共働き外食産業の成長などライフスタイルの変化に伴い、家庭での食育が困難になっています。由布市民の健全な食生活を実現するため、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承の推進などに、また、食料の生産や消費の推進などの取り組みについて協議し、計画をつくります。

特定健康診査等策定計画って何?

平成20年度から健康診断は医療保険者が実施することとなります。由布市国民健康保険では、この健康診査の実施方法について今までの医療費データを分析し、今後の計画を立てていきます。

混ぜればごみ、分ければ資源 プラスチック製容器包装の分別収集にご協力を！

2月からごみの分別方法が変わり、特に「資源プラ（プラスチック製容器包装）」の出し方について、市民の皆様から多くのお問い合わせやご意見をいただいています。

ステーションに出される「資源プラ」の中には、「汚れたままのもの」や「不燃物」、「他の資源物」が多く混じり、選別が大変手間取っています。「資源プラ」の回収については、次のことに心掛けて、回収にご協力をお願いします。

なお、「資源プラ」の回収回数については、年度途中での変更は人員・車両配置等の難しい問題がありますが、市民の皆様のご要望も多いことから来年度に向けて検討していきます。

ごみの正しい出し方をお願いします
「資源プラ」として回収するものは、プラスチック製品すべてが対象ではありません。容器や包装に使われているプラスチックだけを回収します。

●「汚れの落ちにくいもの」や「洗いにくいもの」は、「燃やせるごみ」として、指定されたごみ袋に入れて、「燃やせるごみ」の収集日に出してください。

●プラスチック製容器包装がかさばる場合は、「袋類」は折り曲げて、くくって袋に入れる。「容器・パツク類」は、大きい順に重ねて袋に入れるなどして、収集日に出してください。

●指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」だけを指定しています。プラスチック製容器包装については、指定袋と同じ大きさ程度の「透明または半透明の袋」に入れて出してください。

●「燃やせるごみ」の指定袋には、「燃やせるごみ」以外のもので、入れないでください。
●ペットボトルについては、従来どおり「資源ごみ」として、ペットボトルだけ別の袋に入れて、決められた収集日に出してください。

分別ごみの問い合わせ先

【狭間・庄内地域】

狭間振興局地域振興課
☎097-583-1111

庄内振興局地域振興課
☎097-582-1111

由布大分環境衛生組合
☎097-583-0862

【湯布院地域】

環境課
☎0977-84-3111

ごみ収集日程表の訂正

3月に配布しました平成19年度庄内区域ごみ収集カレンダー（2-1）『東庄内・南庄内・阿蘇野・谷地区』に記載誤りがありました。12月31日（月）が可燃物収集日となっていますが、間違いで可燃ごみの収集はしません。該当のカレンダーをお持ちの方は訂正をお願いします。

（誤）12月31日…可燃物

（正）12月31日…収集なし

問い合わせ

由布大分環境衛生組合
☎097-583-0862

今月の税

- 国民健康保険税 …… 2期分
- 固定資産税 …… 2期分
- 入湯税 …… 7月期分（6月分）

納期限 平成19年7月31日（火）

地買地消

買い物は市内商店でしましょう



休日在宅当番医

●内科・外科医

- 7/15 おさきホームケアクリニック（庄内） ☎097-582-0013
- 7/16 秋吉医院（湯布院） ☎0977-86-2241
- 7/22 森本整形外科クリニック（狭間） ☎097-586-3700
- 7/29 佐藤医院（庄内） ☎097-582-3131
- 8/ 5 南由布クリニック（湯布院） ☎0977-85-5245
- 8/12 さとう消化器・大腸肛門クリニック（狭間） ☎097-583-8050

●歯科医

- 8/12 野上歯科クリニック（湯布院） ☎0977-85-4676



人の動き

●総人口 …… 36,685人 (-53)
 ●男 …… 17,584人 (-44)
 ●女 …… 19,101人 (-9)
 ●世帯数 …… 14,695戸 (-41)
 7月1日現在 ()は前月比 ※住民基本台帳より

発行元

由布市役所庄内庁舎総務部総合政策課
 〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地
 TEL097-582-1111 FAX097-582-3971
<http://www.city.yufu.oita.jp/>
 印刷：株式会社インタープリント

キラリ編集

いよいよ今月から国体のリハーサル大会が由布市でも開催されます。由布市を訪れる選手等を歓迎する準備も着々と進んでいます。小学校では子ども達の歓迎のぼりが作られ、各地域でコスモロードづくりも行われました。無料で観戦できますので、この機会に会場を訪れてみてはいかがでしょうか。(ゆ)

今月は由布高校ラグビー部のトレーニング風景です。キツイけどあと少しで休憩!という声がグラウンド内に響きます。大人になった今、きつい時や辛い時にすぐ諦めがちです。☆大学受験を前に、マラソン大会で自分の設定した時間内にゴールすれば「無事大学も合格できる」と自分で勝手に目標を決め、何とか達成して無事合格しました。何か“自信”



▲みんなマジメに“楽しく”練習をしていたのが印象的

につながったような気がします。成功は、「己に勝った結果」なんだと、本取材を通して再認識しました。

(ふ)

はんにちは
市長
 です
 No. 19

文・首藤 奉文

みなさんこんにちは市長です。

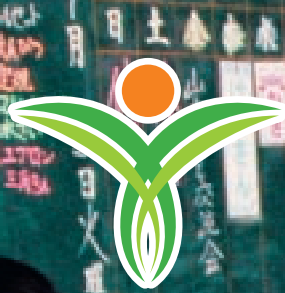
第2回由布市体育大会が7月1日に開催されました。挟間中洲賀グラウンドでの開会式では「選手の皆さんの健闘を期待しています。私は「選手の皆さんの健闘を期待しています。由布市が誕生して1年と9カ月、多くの皆さんの努力のお陰で、市民のあいだに融和が広がり由布市民としての一体感がより一層醸成されていることに対し、大変うれしく思っています。『由布市になったのだから、まず由布市の発展を考えていこう』と、多くの方がおっしゃるようになり心強く思っています。本日の試合において、相手の健闘をたたえらるとともに、相手がいたからこそ試合が



できたのだと相手に対しての感謝の気持ちを表しましょう。そして、さらなる相互理解と融和を目指して頑張ってください」とあいさつを致しました。それにしても真剣に頑張っている姿は我々に元気を与えてくれます。素晴らしい市民体育大会となりました。

元気を与えてくれると言えば、先日、湯布院・広島東洋カープ支援交流事業で、富永希一さんを団長に若者や市民、観光関係者、キヤンペーンレディーらで広島カープの応援及び由布院温泉観光宣伝隊を結成して広島へ出発しました。カープ選手との交流やその交流をとおして、広島市民の皆さんにも由布市へたくさん観光に来ていただくとうとするものです。私も参加し、秋葉広島市長とこれからの由布市との交流についてお話しすることができました。そのあと、松田オーナー・代表取締役社長とお会いしました。団長が「今は応援の人数が少ないので申し訳ない」と申しましたら、「人数じゃないよ、人情だよ、その心がうれしんだよ」と大らかに温かく応じてくださいました。湯布院を少しでも発展させ元気にしたいという若者達の心意気と社長の大きな心がつになり、素晴らしい元気が誕生しました。

いま、わが家では真っ白なクちなシの花が何とも言えないいい香りを漂わせています。この交流事業団の若者達のように。



ゆふ
UFU

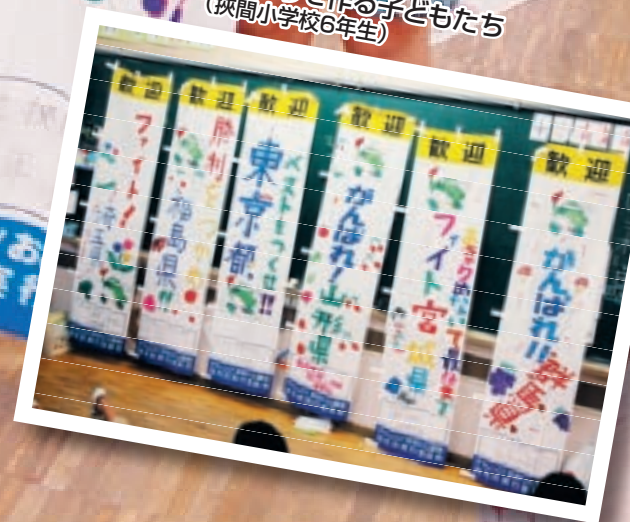
City情報広場

2007
7
JULY
Vol.22



“できたよ”

国体歓迎用のほりを作る子どもたち
(挾間小学校6年生)

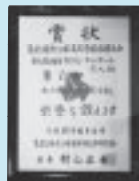


まちのスポットライト
ハッピーバースデー／さわやかキッズ
まちかどズームアップ
DEAR 図書館だより
由布市文化財探訪
みんなのひろば

▼優勝旗を持つ武生監督



今年6月4日に開催された高校県体の優勝旗と賞状



”夢はかなうもの”

高校県体2連覇達成

大分県立由布高等学校 ラグビーフットボール部



▲しっかり受け取って!パスが大事です。

まちの スポットライト

vol.21

このコーナーは
「元気な人とまち」を応援するために
シリーズで掲載しています。

県立由布高等学校ラグビーフットボール部は、第55回県高等学校体育大会(7人制)で見事、優勝に輝きました。昨年に引き続いての優勝で、2連覇達成です。「グラウンドの草むしりからはじまった当初からは考えられません」と現監督の武生さん。なんと発足した当時はとても練習ができる環境ではなく、部員も数名しかいなかったそうです。

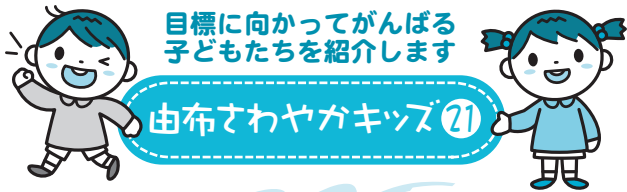
放課後になるとラグビー部専用練習場になる広大なグラウンド内で、22人の部員がほぼ毎日練習をしています。練習で一番大切にしていることは、どんなプレーでも集中して、声を出して元気にプレーをすること。「挨拶をはじめとした礼儀指導も、メンタルな部分を強くするためには重要」と安部部長(コーチ)は話します。練習は、パスの練習からコンビネーション、そして筋力トレーニングと続いて、全体での練習の後には、さらに個人練習も行われます。

チームの主将・大津弘二さん(3年)は、「秋に開催される全国大会予選(15人制)でベスト4が目標です。まわりのみんなが引き立つことができるようなプレーをしたいです」とチームのまとめ役らしい力強いコメントをくれました。

また、「15人制で一つでも多く勝つことを目指しています」と武生監督。実は、監督自身も高校日本代表コーチとして今年はじめて選ばれ、今月下旬からオーストラリア遠征をひかえており、今も夢を追い続けている一人です。ずっと日本代表の「桜の紋章」が憧れで、高校、大学、社会人とプレーして、国体にも出場した実績がある武生監督。部員にも「夢はかなうものだよ」と自分の経験を通して教えている、とても素敵な指導者です。

“選手”と“指導者”と一緒に夢を追っている姿は輝いていました。是非、さらなる「夢」の実現のためにも頑張ってください。





目標に向かってがんばる
子どもたちを紹介します

由布さわやかキッズ ㉑

基礎体力でいそ勝負!

挾間町少年柔道クラブ

クラブは平成元年の発足から今年で19年目を迎えます。現在、主に挾間町内から下は3歳児から小学生まで含めると21人の子どもたちが汗を流しています。5人の熱心な指導者のもと、最近では県代表に選出されたり、過去にも多くの輝かしい実績があり、取材に訪れた日も、大会が近いこともあって真剣に練習に取り組んでいました。主将の工藤正太郎くん(小6)も「大会でメダルをとってみんなに良い報告をしたい」と気合十分です。

練習の流れは、まず体操から始まり、打ち込み、投げ込み、乱取りと行われ最後に再び体操をして終了。何よりも「基礎体力」が一番大切だそうです。実業団で本格的に柔道をしていた指導者の佐藤洋之さんは「健全育成のため、将来的に一人の社会人として立派な大人として自立して欲しい」という願いが大変強く、特に教え子が一緒に次の世代に指導してくれることが何よりも一番うれしいそうです。

練習は毎週水曜、土曜日の午後6時から8時まで挾間中学校の格技館で行われています。午後7時30分からは中学生や一般も一緒に参加して練習をしています。

ただ今、クラブ生を募集中です。見学もOK。お問い合わせは保護者会の梶原さん(☎097-583-5992)までお願いします。



ハッピー7月バースデー

HAPPY BIRTHDAY TO YOU!



かめがわ れん
亀川 蓮ちゃん

平成18年7月20日生 挾間町古野

いつもいい子に
してくれてありがとう。
これからもみんなを
幸せにしてあげてね。

はたの りょうま
羽田野 龍馬くん

平成18年7月13日生 挾間町古野

最高の笑顔でみんなを
和ませてくれるりょうくん。
誰からも愛されるりょうくん
いてくださいね。



しゅう たいき
首藤 泰希くん

平成18年7月13日生 庄内町高岡

元気で生まれて
ありがとう泰希くん。
パパもママもじも
頑張るよ。

くろぎ みう
黒木 美羽ちゃん

平成18年7月27日生 湯布院町川北

いつもニコニコ笑顔のみう。
みうがいるだけで
周りが明るくなるよ。
ありがとう。1歳おめでとう!



おおつか こころ
大塚 心和ちゃん

平成18年7月2日生 庄内町平石

ごはんが大好きな
心和ちゃん。
いっぱい食べて
大きくなあれ。

※お誕生日コーナーにお子さんの写真を掲載したい保護者の方は、事前に**総合政策課**(☎097-582-1111内線222)へ電話でお申し込みください。対象は3歳以下で、旧3町広報紙及び市報ゆふのお誕生日コーナーに掲載されたことがない方とします(先着順)。

まちがどズームアップ

元気

健康が1番

6月1日、由布市ゲートボール協会(溝口福治会長)主催の「由布市長杯ゲートボール大会」が挾間由布川グラウンドで開催されました。第2回目となる今回の大会には、市内から32チームが参加。当日は160名の選手が晴天の中で汗を流しました。参加者を代表して「高血圧と糖尿病を克服して由布市の医療費削減に努めましょう」とユーモアを交えた選手宣誓をした松本幸男さん(挾間・医大ヶ丘三丁目)をはじめ、参加者全員が元気にプレーをしていました。大会の結果は次の通り。**【優勝】高崎(挾間)【準優勝】球友会(挾間)【第3位】碩南(庄内)、下市(挾間)**



▲参加者は交流と親睦を深めていました

美化

まちを“美しく”

市職員による「クリーン作戦」が今年も6月2日の早朝に行われました。挾間、庄内、湯布院それぞれで開催され、社会福祉協議会やボランティアをはじめおよそ200名が参加しました。毎年恒例であるこの行事は、グループごとに分かれて市内の主な国道、県道や市道沿いの空き缶やゴミなどを拾うもの。当日は、収集車満載のゴミの量になり、残念ながらゴミの投げ捨ても相変わらず多いようです。一人ひとりが日ごろからわがまちを美しくするために心がけていきましょう。



▲みんなでまちをキレイに

海外派遣

「ミクロネシア」で算数指導

6月12日、JICAボランティアで、今回ミクロネシアに派遣されることが決定した日野智子さん(由布院小学校教諭)が、出発前の表敬訪問のため首藤市長に挨拶をしました。同国ポンペイ州のアワック小学校で算数を教えながら、算数能力だけでなく、教育現場の質の向上を高める事が目的です。教員生活10年を迎え、節目でもあり今回希望したのがきっかけとのこと。「今から楽しみです。派遣先で学び経験したことを日本に戻って子どもたちに教えたい」と今の心境を語っていただきました。派遣期間は今年の6月から平成21年3月まで。子どもたちのためにも頑張ってください。



▲「頑張ってます」と日野さん(右)

安全

2年連続の快挙

挾間地域同尻地区老人クラブ「同尻日吉会」が、「平成18年度老人クラブ交通安全活動コンクール」で2年連続の特別表彰受賞クラブに認定され、今年も大分県警察本部交通部長表彰を受賞しました。6月から12月まで毎月2回の通学時間帯での子どもたちへの見守りや声かけ、さらには講習会への積極的参加などの地域活動が認められました。代表の岡信綱会長は「老人会役員並びに会員の理解と協力の賜物です。今後も交通知識を高め事故のないよう地区内の交通安全を守りたい」と感想を述べてくれました。



▲これからもよろしくをお願いします

塚原在住の音楽家によるコンサート



塚原へようこそ

5月25日から6月3日までの10日間にわたり「第1回不思議の郷塚原 MONO²めぐり」が開催されました。湯布院地域の塚原高原には、陶芸、木工、絵画、人形、音楽といったものづくりの方たちがたくさん住んでいます。そうしたものづくりの達人と食の達人が、今回「彩」というテーマのもと作品を発表し、それぞれのお店をまわりながら、アート・食・体験を通して塚原高原を楽しんでもらうというものです。個性溢れる参加23店舗をめぐる企画に、県内外から多くのお客さんが訪れていました。



◀期間中に各店舗共通で掲げられたフラッグ



▲インドネシアのダンスを教えてもらう子どもたち



「ハロー」「ニーハオ」元気よくあいさつ

国際文化交流会が6月13日、東庄内小学校で行われました。楽しく遊びながら文化や生活の違いを学び、外国に興味を持ってもらおうと同校PTAが開いたもので、今年で27年目。県内の大学に通う留学生や市内の英語指導助手11カ国13人が講師となって、全体会で各国の位置やあいさつなどを学びました。また、学年に分かれての交流会ではゲームや踊りを教えてもらい楽しいひとときを過ごしました。



どろんこで田植え

6月16日、中山間事業の一環として時松自治区が挾間地域の宮田保育園と田植え体験交流を行いました。当日は、4歳児と5歳児の45人が時松自治区内にある交流農園を訪れ、地域の人の指導を受けながら田植えを体験。田んぼに足をとられ、どろんこになっても元気いっぱい、にぎやかな歓声が地域内に響き渡っていました。園児たちは田植え後、時松集会所横に完成したお風呂「交流の湯」にも入り、地域の人が用意したおいしいだんご汁などを食べ、交流を深めました。



勝利を願って

6月9日、九州石油ドームで行われた大分トリニータ対鹿島アントラーズ戦は由布市デーとなり、多くの由布市民が応援に駆けつけました。大分トリニータ由布市後援会は横断幕をスタンドに掲げ声援。試合前のアトラクションとして庄内子供神楽座が「貴見城」を舞い、試合を盛り上げました。

また、由布市の物産販売・観光情報コーナーも設置され、キャンペーンレディーの2人が由布市をPRしました。



図書館だより — Vol.22

DEAR ディア

由布市立図書館

☎097-586-3150

http://www2.town.hasama.oita.jp/
mail:h.tosho@city.yufu.oita.jp



由布市立図書館・庄内公民館図書室・湯布院公民館図書室です。

いよいよ夏休み。夏休みは図書館へ行こう!!

7月・8月は図書館が一番活気づく時期です。本も人も生き生きとしています。

ゆっくりと図書館・図書室で1日を過ごしてください。いつもと違った時間が流れることでしょう。

「平成18年度由布市立図書館概要」から見える図書館の姿

平成18年度(平成18年4月～平成19年3月)の図書館のデータをまとめた「図書館概要」を見ると、図書館の1年間の姿が見えます。

蔵書数：**78,883冊** 入館者数：**99,581人**(1日平均366人) 貸出冊数：**120,508冊** 登録者数：**959人**

数字から、月に平均で約10,000冊の貸し出しがあることがわかります。1冊でも多くの本を利用していただきたいと図書館員たちは願っています。皆様のご来館をお待ちしています。

平成19年度「図書館を使った調べ学習コンクール」が実施されます

(主催：大分県教育委員会、大分県公共図書館等連絡協議会、他)

募集期間 平成19年7月1日(日)～11月30日(金)

募集作品 図書館などを使った「調べ学習」をまとめたもの

応募資格 県内に在住、在学、在勤している人(応募は個人・グループ・学級、どの単位でも可)

応募部門 小学生の部、中学生の部、高校生の部、一般の部、親子の部

応募方法 応募票を添付し大分県立図書館に送ってください。

詳しくは図書館・図書室に置いてある応募票をご覧ください。

応募票は大分県立図書館ホームページ(<http://library.pref.oita.jp/>)

からダウンロードできます。

由布市立図書館 学習室が開設されます。

7月19日(休)から9月9日(日)までの間、図書館2階の学習室が利用できます。期間中利用できない日もあります。詳細は図書館内の学習室開設予定表で確認してください。

お知らせ

7月のテーマ展示

「夏がくれば」

梅雨が明ければすぐそこに夏が。
花火に夜市に夏休み・・・

さあ、夏を力いっぱい楽しみましょう。

7月のミニ展示

「リサイクル小物」

地球規模での環境対策が必要となっている今、身近なところで「リサイクル」を実行しましょう。

ペットボトル、牛乳パック等を利用した小物を集めました。

7月のカレンダー

■ 3館の休館・休業日

○ 3館のおはなし会

由布市立(挾間)図書館からお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月の休館日 6月・13月・20月・27月・28火

8月のおはなし会 25出

庄内図書室からお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月のおはなし会 19日

湯布院図書室からお知らせ

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月の休館日 7火・14火・21火・28火

8月の読みかたり 16休

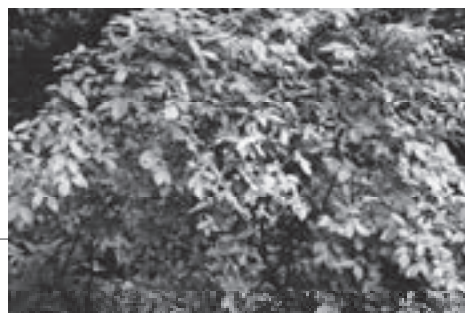
農業NOW

今月は“JAゆふいんブルーベリー部会”です。

「これが自慢の木なんじゃ」それが最初の言葉でした。ここは湯布院湯平地区。県道湯平温泉線の石畳通り入り口近くに、麻生利郎組合長のブルーベリー畑があります。部会は現在42人で、発足して14年目。生産した後の販売や加工はJAゆふいんがしています。

「柔らかくてとても甘いですね」と私。本当に驚きました。大きくて甘く、主に生食用の「ハイブッシュ」と「ラビットアイ」という小さくて酸味が強く、加工に使用する2つの品種があります。ヨーグルトやジャムなど加工品も商品化しており、ぶどう酒の製造も検討中です。部会では地元湯平小学校の児童にも体験学習として収穫体験などを行ったり、栄養士会からの打診を受けて、学校給食の提供についても検討中とのこと。「会員の多くは定年後にはじめたが、今では後継者不足がとても心配。出来れば一代で終わらせたくないのお～」とまさしく現代農業が抱える問題を話してくれました。近年の異常気象による出荷量の低下や、商品開発についても今後検討していく必要があるとのことですが、これからの部会のさらなる「挑戦」と「発展」に期待しています。

今が“旬”のブルーベリーをぜひ皆さんもどうぞ。



▲“ブルーベリーの木”初めて見ました。



▲「酸性が強い土づくりも大切」と麻生組合長



これがゆふいんのブルーベリーです



▲多くのお客さんにぎわう朝市



▲朝市部会のメンバーによるあいさつ



▲記念にもちまきが行われました。

YUFU農業ニュース

湯布院朝市が40周年

湯布院朝市が40周年を迎え、記念行事が7月3日に首藤由布市長や溝口湯布院町農協組合長をはじめ、多くの関係者の参加のもと開催されました。「安全・安心を第一に、40年という伝統とともに、守り続けていきたい」と主催者の池田弘子朝市部会長があいさつ。鐘の合図のあと、朝採れた野菜やまんじゅうをはじめ、お客さん達は待ち望んだかのようにたくさん買い物をしていました。期間は今月から9月までの毎週火曜と土曜日に開催。時間は朝6時30分からおよそ20分程度です。皆さんもぜひ、湯布院の伝統朝市へ訪れてみませんか。

今月からスタートしたこのコーナーは、農政課との共同企画です。市内の直売所や農産物及び組織・団体を通して今の現代農業の抱える問題等をレポートしていきたいと思っております。今後もよろしくお願ひします。

(ふ)



由布市文化財探訪

その.18

今回は庄内地域の県指定有形文化財 後藤家「宝塔 2基」について紹介します。

国道210号の長湯方面入り口から、庄内庁舎より400mほど行ったところに、後藤氏宅があります。その裏山の墓地内に、ほぼ同じ形式の塔が2基並んでいます。塔の高さは、相輪が落ちていて分かりにくいのですが、172cmほどです。

向かって右側の塔は笠の部分が大きく破損しています。

左側の塔身には「□武三丙子十八 覚法」という文字が刻まれており、これが建武3年(1336)であれば、庄内地域の宝塔の中では最も古いものであると思われます。

塔身には四方すべてに「ア」という梵字ほんじが彫られています。これは胎藏界大日をあらわす貴重な石造物です。



後藤家宝塔

●次回紹介は……

伝説「山下の池 竜神」です。お楽しみに!

問い合わせ

由布市陣屋の村歴史民俗資料館

☎ 097-583-3941

由布市教育委員会 生涯学習課文化振興係

☎ 0977-84-3111 (内234)

伝説「黒岳の白水」

むかし、むかし、阿蘇野に狐師が住んでいたと。あるとき黒岳に狐に出かけて道に迷うちしもうた。

どこか家はないかと探したところ、遠くに一軒、家の灯りが見えた。近づいて中をのぞくと一人のじいさんがいた。狐師は「道に迷うてしもうたけん、一晚宿を貸しよくれ」と頼んだ。じいさんは「今晚は取り込み中で無理じゃが貸そう。そんなかり、のぞき見をすることはならんぞ」といって泊めくれた。じいさんは「食べ物に別ねえが、これをやろう。水をいっぱい飲めば腹もいっぱいになろう」と木の実を渡した。狐師はそれを一つ食べて横になった。

夜中にもちつきの音がした。見てはならんといわれたので見らんじゃった。しかし、あまりににぎやかじゃけん、とうとうたまらんごつなち、約束をやぶちのぞいち見ると、何とびっくり、天狗たちが集まっち、もちをつきよったんでたまがしもうた。朝になち、帰ろうとしたところ、方角がさっぱりわからん。連れちいった犬をさがすと、犬は死んじ白骨になちよった。狐師はびっくりしちじいさんに聞くと「そりゃそうじゃ。おまえは約束をやぶったけん、一年も眠ちよったんじゃ。もう家に帰れ」と言われたが、狐師は、さっぱり方向がわからんかった。じいさんは「ほんなあ、わしが米んとき汁を流してやるけん、それに沿って帰れ」と言われたのでお礼を言て帰った。

自分の家に帰ちみると、狐師がいなくなち1年になるけん、家んしは、もう死んだと思ち葬式をすましちから、そん日はちょうど一周忌の法事をしよった。死んだはずん狐師が帰ちきたけん、みんなびっくりした。

あんとき、じいさんが流した米んとき汁が、流れち来たんが、白い清水となちけん「白水」といわれちよるんじゃ。こん水は、健康にいいちいうこつで、今でん、こん水を汲みにくるしが、後をたたんそうじゃ。

(白水鉱泉は阿蘇野の炭酸水です)

参考文献『庄内町誌』

白水鉱泉



HOT LINE

みんなのひろば

由布市総合政策課
☎097-582-1111 内線222

試験

自衛官等各種採用試験

種 目	資 格	受付期間・試験日
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満の者	受付8月1日～9月7日 試験日 9月22日
一般曹候補生	高卒(見込含) 18歳以上27歳未満	受付8月1日～9月7日 試験日 9月17日
2等 陸・海・空士	男子 高卒(見込含) 18歳以上27歳未満	年間を通じて行っています。 受付時に連絡します。
	女子 高卒(見込含) 18歳以上27歳未満	受付8月1日～9月7日 試験日 9月24日・25日

問い合わせ 自衛隊大分募集案内所(☎097-546-2177)

相談

無料人権相談所

日時 7月26日(木) 午前10時～午後3時

場所 湯布院福祉センター
(湯布院町川上)

内容 金銭、登記、相続、
家庭内の問題、借地・借家、
いじめ、名誉侵害、その他の人権問題

担当者 法務局職員、人権擁護委員

問い合わせ 大分地方法務局
(☎097-532-3161 内線36)



無料労働相談

労働者、使用者を問わず、労働に関する相談を弁護士や社会保険労務士、行政機関等がお受けします。相談は無料です。

日時 7月27日(金) 午後1時30分～4時30分

場所 大分文化会館第2会議室(大分市荷揚町)

問い合わせ 大分県労政・相談情報センター(☎097-532-3040)

労災年金相談

労災年金のことはじめ厚生年金や国民年金との関係、福祉制度に関することで相談したい方は是非この機会をご利用ください。相談は無料です。

相談日 8月3日(金) 及び6日(月)

場所 3日(湯布院町乙丸公民館)、6日(庄内公民館)

※出席される方は事前に「相談出席票」を提出する必要があります。詳しくは下記までお願いします。

問い合わせ (財)労災年金福祉協会大分労災年金相談室(☎097-535-2250)

募集

「夏!わたしたちのまち クリーン大作戦」参加者募集

湯布院町青少年ボランティアサポートセンターでは、平成19年度の第1回目のクリーン作戦を行います。子どもから大人までどなたでも参加できます。

みんなで、ゆふいんをのんびりと歩いてみませんか。友達やグループでの参加も大歓迎。今年度登録された方には、帽子を差し上げます(限定100個)。

日時 7月21日(土) 午前9時30分～12時

テーマ 「ごみリサイクルアイデアと河川の学び」

コース 湯布院公民館を出発し、川べりを清掃しながら金鱗湖を目指します。

問い合わせ 湯布院町青少年ボランティアサポートセンター(☎0977-84-2604)



再就職支援

「Re・Beワークセミナー」参加者募集

再就職を希望し、再就職に向けて準備をしている方を対象にセミナーを開催します。

日時 7月24日(火)及び25日(水) 両日ともに午前9時30分～12時まで

場所 コンパルホール(大分市府内町)

定員 20人

参加料 無料 ※無料の託児所あり(要事前予約)

テーマ コミュニケーション力に磨きをかける(24日)、企業の求める人材について(25日)

申込先・問い合わせ (財)21世紀職業財団 大分事務所 (☎097-538-7755)

浴衣の無料着付けの募集

ゆふいん盆地まつりに合わせて、あなたも盆踊りに浴衣姿で参加しませんか?

日時 8月16日(木) 午後5時30分～午後7時30分まで(先着25人まで)

場所 湯布院中央公民館 視聴覚室

持ち物 浴衣、帯、タオル、腰ひも3本、伊達締、帯板、履き物(下駄または草履)

※雨天でも行います。受講料は無料、着て帯を結んで出来上がり次第おでかけください。

問い合わせ 森 禎子(☎090-3417-6235)



親と子の

ふれあいバスツアー参加者の募集

日時 8月19日(日) ※集合時間午前8時40分

場所 挾間老人福祉センター集合後、九重町夢吊り大橋へ

対象 挾間地域在住の母子・父子世帯

参加料 無料

申込期限 7月30日(月)

申込先・問い合わせ 由布市社会福祉協議会挾間事務所(☎097-583-4344)

子ども太鼓教室生募集

みんなで楽しく和太鼓をたたいてみませんか? リズム感に自信がなくてもOK。気軽にどうぞ。

日時 8月から毎週1回(夕方2時間程度です)

場所 湯布院公民館

対象 由布市内の小学生

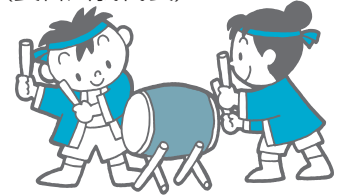
指導者 ゆふいん源流太鼓(長谷川義代表)

申込先・問い合わせ

源流少年隊保護者会(今井)

☎0977-84-2687

申込期限 7月31日(火)



水防シンボルマーク募集

今年は毎年5月の「水防月間」が制定されて20周年です。国土交通省ではその記念行事として、「水防」についてのシンボルマークを公募します。

募集要項

①マーク(デザイン)の条件

(1) 水害を未然に防止する水防活動や水防を象徴する工法・技術等、「水防」をイメージのデザイン。

(2) 大きさは縦15cm×横15cmの枠内

(3) 色彩は自由。

②応募資格 特になし(一人何作品でも可)

③**応募方法** A4判用紙中央部マークを記載し、裏面に作品の説明、住所、氏名、年齢、電話番号を記入。

④**応募期間** 平成19年9月28日(金)まで

⑤**賞** 最優秀賞1点賞状及び20万円ほか

⑥**送付先** 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省河川局防災課内「水防シンボルマーク」募集係

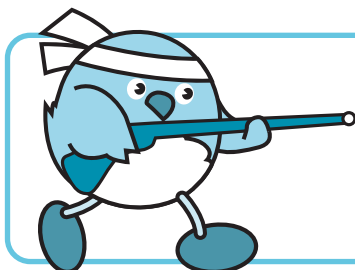
※その他詳細は下記までお願いします。

問い合わせ 国土交通省河川局防災課水防係(☎03-5253-8111 内線35738)

<http://www.mlit.go.jp/river/index.html>



▲現行のマーク



2008 チャレンジ! おおいた国体

ここから未来へ 新たな一歩
由布市はゴルフ(少年男子)、アーチェリー、銃剣道、ライフル射撃、ラグビーフットボール(少年男子)の開催地です。おおいた国体は平成20年9月27日～10月7日の開催です。

チャレンジ! おおいた国体 由布市実行委員会

初心者大歓迎！ほのぼのの工芸館教室生募集

●陶芸教室

陶芸が初めての方でも楽しめる体験陶芸も行っています。あなたも世界に一つ、手作りの焼き物を生活の中に取り込んで、こだわりの生活をエンジョイしませんか。

開講日 毎週水曜日

午前9時～午後5時

募集人員

20人(定員になり次第締切)

月謝 2,000円 ※別途下記材料費が必要。

陶土20kg 3,000円より、焼成料(素焼き後)100g 100円が必要です。



●押し花教室

あなたも四季折々の花や果実を使って、すてきな作品をつくってみませんか。

開講日 毎週第2・第4水曜日

午後1時～午後3時

月謝 2,000円 ※別途材料費が必要です。

●神楽面打ち教室

庄内神楽の面を中心に、面の打ち方を丁寧に指導します。

開講日 毎週火・木曜日を除く

午前9時～午後5時

月謝 2,000円 ※別途材料費が必要です。

申込み・問い合わせ

庄内ほのぼのの工芸館(☎097-582-3876)

教室・講習会

県病健康教室の開催

日時 ①7月17日(火) ②8月21日(火) ※両日も午後1時～午後2時まで

場所 大分県立病院 3階講堂

演題 ①「薬についての豆知識」講師：薬剤部 岡富美子専門薬剤師 ②「小児救急について」講師：小児科 糸永伸能副部長

※入場は無料。(どなたでも参加できます)

問い合わせ 大分県立病院 総務・企画課(☎097-546-7282)

大分県歯科医師会「市民公開講座」

～フッ素でむし歯ゼロを目指せ～

フッ素の効果や安全性を明らかにしながら理解を深めるため当日は講演会を開催します。

日時 7月29日(日) 午後1時～開演(12時30分より開場予定)

場所 中津市教育福祉センター(中津市沖代町)

定員 300人 ※入場は無料です。

問い合わせ 大分県歯科医師会(☎097-545-3151)

保育サポーター養成講座

子育てを終えた方や保育士の資格をもつ方などで、子どもが好きで子育てに関わる活動をしたいと思っている方はどうぞ。

日時 9月11日(火)、12(水)、14(金)の3日間
午前10時～午後4時まで

場所 大分NPOプラザ
(大分市第2ソフィアビル4階)

定員 50人

参加料 4,000円(テキストや保険料含む)

申込期限 7月31日まで下記へお願いします。

申込先・問い合わせ (財)21世紀職業財団大分事務所(☎097-538-7755)



甲種防火管理者資格取得講習会

日時 10月3日(水)～4日(木)の2日間
午前8時30分～午後5時まで

場所 由布市庄内庁舎 3階大会議室

受講料 4,500円(申し込み時に現金納入)

受付期間 8月1日(水)～9月3日(月)

申込書の配布 消防署及び市内各出張所にて

申込先・問い合わせ 由布市消防本部予防課(☎097-583-1500)

造園関連技能講習会

健康で就職意欲のある高齢者の方を対象に講習会を開催します。

日時 10月9日～10月19日までの10日間

場所 大分工業会館(大分市下郡)

対象者 10月9日現在で58歳以上67歳までの方で造園関連業務に就職可能な方。(定員20人)

受講料 無料

募集期間 8月16日(木)～10月2日(火)まで

※申込み書など詳細は下記までお願いします。

問い合わせ先 (社)大分県シルバー人材センター連合会(☎097-540-6313)

看護力再開発講習会

大分県看護協会では、県より委託を受け保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持ち、家庭にいて就業を希望する方へ職場復帰を容易にするため講習会を開催します。

日時 10月10日(水)～19日(金)の7日間
午前9時30分～午後4時30分

場所 大分県看護研修センター(大分市寿町)

受講料 無料(但し資料代2,000円別)

申込期間 8月8日(水)～9月7日(金)

申込先・問い合わせ 大分県ナースセンター看護力開発係(☎097-534-8118)



あなたは大丈夫？ 悪質商法にご用心！

悪質賞補の被害が増えています。消費者の年代、職業、ライフスタイル等によって悪質商法の手口は異なります。サラリーマンを狙う手口は電話勧誘が多く、若者キャッチセールス、アポイントメントセールス等、主婦は点検商法や内職商法、高齢者の場合は催眠商法や点検商法等で、勧誘する手口に特徴があります。また、売りつける商品、サービスについても同様に年代によって違いが見られます。

だまされないためには、悪質商法の手口やパターンをあらかじめ知っておくことが大切です。

悪質商法のお手この手

振り込め詐欺

家族を装い、交通事故や借金、痴漢などを理由にその示談金などの名目で今すぐ必要だからと、お金を振り込ませる悪質な犯罪行為。電話で「おれおれ」と息子などをかたる場合が多いため「おれおれ詐欺」といわれています。

架空請求詐欺

使った覚えのないアダルトサイトや出会い系サイトの情報料などを手紙、はがき、メールなどで請求してくるもの。中には裁判所などの公的機関名をかたるケースもあります。

アポイントメントセールス

「抽選に当たったので景品を取りに来て」「特別モニターに選ばれた」などと有利な条件を強調して電話で呼び出し、商品やサービスを契約させるもの。

キャッチセールス

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、契約に応じない限り帰れない雰囲気にして商品やサービスを買わせるもの。

催眠(SF)商法

「くじに当たった」「新商品を紹介する」といって人を集め、閉めきった開場で台所用品などを無料で配り、得した気分させ、異様な雰囲気の中で最後に高額な商品売りつけるもの。

点検商法

点検するといって家に上がり込み、「床下の土台が腐っている」「布団にダニがいる」「白アリ被害がある」などと不安をあおって新品や別の商品、サービスを契約させるもの。

相談窓口

大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス) ☎097-534-0999
高齢者総合相談センター(シルバー110番) ☎097-558-7788
障害者110番(大分県総合社会福祉会館内) ☎097-558-7005



くらしの安心相談員にご相談を!

訪問販売や電話勧誘販売などの悪質商法などで契約上のトラブルに巻き込まれたことはありませんか。そのような時は一人で悩まず、「くらしの安心相談員」にご相談ください。

由布市には、県知事から委嘱を受けた11人の相談員がいます。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

挾間地区

小林 博美 ☎097-583-1374
平本スミ子 ☎097-583-3625
藤田 浩子 ☎097-583-2811
丸尾五十鈴 ☎097-583-3265

庄内地区

芝野 聖美 ☎097-582-0257
藤林 重子 ☎097-582-0346
平松 律子 ☎097-582-2269

湯布院地区

江藤香奈枝 ☎0977-84-3110
近江トシ子 ☎0977-85-2457
加藤八重子 ☎0977-85-2293
倉野 早苗 ☎0977-85-4431

お知らせ

ドーンと当てにゃ〜

今年のサマージャンボ宝くじは、億万長者が“126人！”

1等：2億円×42本・2等：1億円×84本
発売期間は7月19日(木)～8月7日(火)まで
抽せん日は8月16日(木)です。
 ※この宝くじの収益金は、市町村の明るく住み良いまちづくりに使われます。

オープンキャンパスご案内

大分県立工科短期大学校ではこの4月に第10期生83人を迎えることができました。

当日は、実際に授業で行う実習等を再現し、学生自らが案内や説明を行います。

機械システム系、電子システム系、建築システム系の3系7コース制の説明や受験相談コーナーも開設します。ぜひ、この機会にキャンパス見学にお越しください。

問い合わせ 大分県立工科短期大学校 学生支援班 (☎0979-23-5500)

「大分アジア彫刻展」のご案内

近代日本彫刻の基礎を築き、東京美術学校や「朝倉塾」で後輩の育成に努めた大分県出身の『朝倉文夫先生』を顕彰するため、アジア全域を対象にした新進彫刻家の登竜門となる国際彫刻展『大分アジア彫刻展』を、2年に1度開催をしています。



今回、第1～8回展までの大賞・準大賞・優秀賞受賞作品等を、一挙展示します。ぜひこの機会に普段目にする事の少ない現代彫刻に触れてみてはいかがでしょうか。

期間 7月25日(水)～8月27日(月)

会場 湯布院健康温泉館 クアージュゆふいんギャラリー ※入場料は無料です。

問い合わせ 「大分アジア彫刻展」実行委員会事務局 (☎0974-72-1300)

“社会を明るくする運動” 由布市大会のお知らせ

第2回目となる本大会では、「犯罪や非行のない明るい社会を築こう」をスローガンに優秀作文・標語の表彰及び朗読後に講演会を予定しています。

日時 7月27日(金) 午前9時30分開会(正午終了予定)

場所 はさま未来館 文化ホール

問い合わせ 人権・同和对策課 (☎097-582-1111 内線311・312)

～市民の皆さんの参加をお待ちしています。～

交通規制にご協力ください

大分市では、8月3日(金)～5日(日)までの3日間、大分七夕まつりを開催します。特にメイン会場の『47万人の広場』での催し時間帯は、交通混雑を避けるため大分市中心部周辺の道路を次のとおり交通規制いたします。ご不便をおかけしますがご協力をお願いいたします。

●**規制日時** 8月3日(金) 午後6時50分～午後10時
 4日(土) 午後6時20分～午後10時

●**規制区域** 国道197号を中心に大分市内中心部周辺一帯の道路

めじろん募金にご協力ください

チャレンジ！おおいた国体・おおいた大会実行委員会では、大分らしい国体・全国障害者スポーツ大会を開催するためにめじろん募金を実施しています。

●募金の使途

- ・全国の人々をおもてなしの心でお迎える経費
- ・人と環境にやさしい大会とするための経費
- ・魅力あふれる大会とするための経費

●募金方法

市町村・金融機関等にある募金箱、金融機関窓口設置の募金専用納付書

●マスコットキャラクター「めじろん」公式グッズの購入

販売場所～市町村国体担当課、駅、空港売店、道の駅など

問い合わせ チャレンジ！おおいた国体・おおいた大会実行委員会事務局(県国民体育大会・障害者スポーツ大会局)総務企画課 ☎097-537-2008



7月26日(木)▶29日(日)

♪第33回ゆふいん音楽祭♪

夜空の下の小さなコンサートから始まった音楽祭。クラシックを楽しみながら演奏家と聴衆が一つになれるそんな素敵な時間をあなたもともに過ごしてみませんか？

チケットの申込・問い合わせは下記まで
由布院観光総合事務所(☎0977-85-4464)へお願いします。

ゆふいん音楽祭ホームページURL

<http://www.coara.or.jp/~mieko/ymfj.htm>

7月29日(日)

“第15回湯平大ソーメン流し大会”

最大傾斜角度30度の湯平温泉の石畳に長さ300mの青竹で作った「とい」を設置し一気にソーメンを流す夏の恒例行事。麺つゆ一杯分300円で食べ放題です。

●時間 午後1時より

●場所 湯平温泉：石畳道路

《問い合わせ》

湯平温泉観光案内所(☎0977-86-2367)

8月11日(土)

♪第17回ミステリアスライブイン庄内♪

ジャズの演奏に合わせて舞う、ミステリアスな庄内神楽をぜひお楽しみください。

●時間 午後4時30分～8時30分

●場所 庄内総合運動公園神楽殿

●出演 神楽吉会・庄内中学校吹奏楽部
ミズジャズオーケストラ

●入場料 500円 ※中学生以下無料

《問い合わせ》

商工観光課(☎0977-84-3111)

夏本番、由布市までかけ情報

この夏イベントが盛り沢山です。ぜひ皆さんで出かけてみませんか？

8月15日(水)▶16日(木)

“第39回ゆふいん盆地まつり”

盆踊り大会や花火大会、大昔の虫追い行事として続いている「蝗攘祭こうじょう」も行われます。

●時間 15(水) 蝗攘祭 午後7時30分～

花火大会 午後8時45分～

16(木) 盆踊り 午後8時～

●場所 由布見通り、宮川河畔等

《問い合わせ》

商工観光課(☎0077-84-3111)

8月17日(金)

“小野屋十七夜観音祭”

精霊流しやカラオケ大会、神楽や花火大会等多彩な催しが行われます。

●時間 午後6時より

●場所 小野屋商店街

《問い合わせ》

商工観光課(☎0977-84-3111)

由布市庄内庁舎地域振興課

(☎097-582-1111)

8月18日(土)

“由布市はさま盆踊り・花火大会”

自治区や事業所単位での盆踊り大会が行われた後、河川敷から約3,000発の花火が打ち上がり夜空を彩ります。

●時間 盆踊り 午後6時30分～(予定)

花火大会 午後8時30分～

●場所 挾間中州賀グラウンド

《問い合わせ》

盆踊り：挾間公民館(☎097-583-1118)

花火：挾間町商工会(☎097-583-0235)

